

議案第 88 号

米原市立図書館条例の一部を改正する条例について

米原市立図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

平成 31 年 4 月 1 日から山東図書館の休館日および開館時間ならびに近江図書館の休館日を変更するため、この案を提出するものである。

米原市立図書館条例の一部を改正する条例

米原市立図書館条例（平成17年米原市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第4条の表山東図書館の項中「午後8時」を「午後6時」に、「午後9時」を「午後8時」に改める。

第5条各号を削り、同条に次の表を加える。

図書館名	休館日
山東図書館	(1) 月曜日 (2) 毎月第2および第3火曜日 (3) 資料整理日(毎月第4木曜日) (4) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の翌日。ただし、その日が土曜日および日曜日に当たる場合は開館日とする。 (5) 12月28日から翌年の1月4日までの日 (6) 特別整理期間(年間10日以内) ただし、上記(1)から(3)までに定める日が休日に当たる場合は、その翌日を休館日とする。
近江図書館	(1) 火曜日 (2) 毎月第1および第3月曜日 (3) 資料整理日(毎月第4木曜日) (4) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日および日曜日に当たる場合は開館日とする。 (5) 12月28日から翌年の1月4日までの日 (6) 特別整理期間(年間10日以内) ただし、上記(1)から(3)までに定める日が休日に当たる場合は、その翌日を休館日とする。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

米原市立図書館条例新旧対照表（改正理由）

改正後		現 行		改正理由												
<p>(開館時間)</p> <p>第4条 米原市立山東図書館(以下「山東図書館」という。)および米原市立近江図書館(以下「近江図書館」という。)の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>		<p>(開館時間)</p> <p>第4条 米原市立山東図書館(以下「山東図書館」という。)および米原市立近江図書館(以下「近江図書館」という。)の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>		<p>・山東図書館の開館時間の変更に伴う改正</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>図書館名</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山東図書館</td> <td>午前10時から午後6時まで (ただし、金曜日は、午前10時から午後8時まで)</td> </tr> <tr> <td>近江図書館</td> <td>午前10時から午後6時まで (ただし、金曜日は、午前10時から午後8時まで)</td> </tr> </tbody> </table>	図書館名	開館時間	山東図書館		午前10時から午後6時まで (ただし、金曜日は、午前10時から午後8時まで)	近江図書館	午前10時から午後6時まで (ただし、金曜日は、午前10時から午後8時まで)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図書館名</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山東図書館</td> <td>午前10時から午後8時まで (ただし、金曜日は、午前10時から午後9時まで)</td> </tr> <tr> <td>近江図書館</td> <td>午前10時から午後6時まで (ただし、金曜日は、午前10時から午後8時まで)</td> </tr> </tbody> </table>	図書館名	開館時間	山東図書館	午前10時から午後8時まで (ただし、金曜日は、午前10時から午後9時まで)	近江図書館	午前10時から午後6時まで (ただし、金曜日は、午前10時から午後8時まで)	<p>・山東図書館と近江図書館の休館日の変更に伴う改正</p>	
図書館名	開館時間															
山東図書館	午前10時から午後6時まで (ただし、金曜日は、午前10時から午後8時まで)															
近江図書館	午前10時から午後6時まで (ただし、金曜日は、午前10時から午後8時まで)															
図書館名	開館時間															
山東図書館	午前10時から午後8時まで (ただし、金曜日は、午前10時から午後9時まで)															
近江図書館	午前10時から午後6時まで (ただし、金曜日は、午前10時から午後8時まで)															
<p>(休館日)</p> <p>第5条 山東図書館および近江図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p>		<p>(休館日)</p> <p>第5条 山東図書館および近江図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>図書館名</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">山東図書館</td> <td>(1) 月曜日</td> </tr> <tr> <td>(2) 毎月第2および第3火曜日</td> </tr> <tr> <td>(3) 資料整理日(毎月第4木曜日)</td> </tr> <tr> <td>(4) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の翌日。ただし、その日が土曜日および日曜日に当たる場合は開館日とする。</td> </tr> </tbody> </table>	図書館名	休館日	山東図書館	(1) 月曜日	(2) 毎月第2および第3火曜日	(3) 資料整理日(毎月第4木曜日)	(4) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の翌日。ただし、その日が土曜日および日曜日に当たる場合は開館日とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図書館名</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">山東図書館</td> <td>(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日</td> </tr> <tr> <td>(2) 資料整理日(毎月第4木曜日)。ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日</td> </tr> <tr> <td>(3) 12月29日から翌年の1月4日までの日</td> </tr> <tr> <td>(4) 特別整理期間(年間10日以内)</td> </tr> </tbody> </table>	図書館名	休館日	山東図書館	(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日	(2) 資料整理日(毎月第4木曜日)。ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日	(3) 12月29日から翌年の1月4日までの日	(4) 特別整理期間(年間10日以内)	
図書館名	休館日															
山東図書館	(1) 月曜日															
	(2) 毎月第2および第3火曜日															
	(3) 資料整理日(毎月第4木曜日)															
	(4) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の翌日。ただし、その日が土曜日および日曜日に当たる場合は開館日とする。															
図書館名	休館日															
山東図書館	(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日															
	(2) 資料整理日(毎月第4木曜日)。ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日															
	(3) 12月29日から翌年の1月4日までの日															
	(4) 特別整理期間(年間10日以内)															

	<p>(5) <u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u></p> <p>(6) <u>特別整理期間(年間10日以内)</u></p> <p>ただし、上記(1)から(3)までに定める日が休日 に当たる場合は、その翌日を休館日とする。</p>		
近江図書館	<p>(1) <u>火曜日</u></p> <p>(2) <u>毎月第1および第3月曜日</u></p> <p>(3) <u>資料整理日(毎月第4木曜日)</u></p> <p>(4) <u>休日の翌日。ただし、その日が土曜日および</u> <u>日曜日に当たる場合は開館日とする。</u></p> <p>(5) <u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u></p> <p>(6) <u>特別整理期間(年間10日以内)</u></p> <p>ただし、上記(1)から(3)までに定める日が休日 に当たる場合は、その翌日を休館日とする。</p>		